

平成21年度「女性に対する暴力をなくす運動」実施結果【主な府省庁】

| | シンポジウム、講演会等 | ポスター、リーフレット等 | 広報キャンペーン | 被害者相談活動 | その他 |
|-----|--|---|--|--|---|
| 内閣府 | | <p>○ポスター26,600枚、リーフレット98,000枚を作成し、関係機関、団体へ配布</p> <p>○東京メトロ駅構内へのポスター掲示</p> | <p>以下の媒体等を活用し、本運動を紹介</p> <p>○政府広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレビ番組「キク！みる！」(11/6、11/12) ・ラジオ番組「栗村智のHAPPY！ニッポン！」(11/14、11/15) ・新聞「突出し広告」(11/15) ・政府広報オンライン 行事カレンダー(11月) イベント・募集(11月) インターネットサイト広告(11/9～15) ・広報誌「Cabiネット」(11月) <p>○その他広報誌</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画の総合情報誌「共同参画」(10月号・11月号) <p>○インターネット・ホームページ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府HP「企画コーナー」 ・内閣府男女共同参画局HP ・男女共同参画情報メール第203号、第204号 <p>○記者公表</p> <p>○女性に対する暴力撤廃 東京タワー「パープルイメーজ特別ダイヤモンドヴェール」</p> | <p>○配偶者からの暴力に関する電話相談キャンペーン事業</p> <p>配偶者からの暴力に悩んでいる方のための電話相談窓口を開設。(11/17～11/19 9:00～21:00)</p> | <p>○閣僚懇談会において、全閣僚にパープル・リボンを配布、協力依頼(11/10)</p> <p>○大臣メッセージの発信(11/10)</p> <p>○東京ウィメンズプラザ福島大臣視察(11/13)</p> |
| 警察庁 | | | <p>○「女性に対する暴力対策の推進」を11月の警察庁広報重点とした。</p> | | <p>○11月中を「風俗事犯等取締り強化期間」と定め、各都道府県警察における売春事犯等の効果的な取締りを指示した。</p> |
| 法務省 | <p>○法務局・地方法務局においてDVをテーマとした講演会等を開催した。</p> | <p>○全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間(11月15日から同月21日まで実施)及び常設の専用相談電話「女性の人権ホットライン」を周知するための広報用ポスター17,300枚作成し、各法務局・地方法務局、市町村等の公共施設等に掲示した。</p> | <p>○政府広報を活用して、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の周知を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府広報オンライン「行事カレンダー(11月)」 ・政府広報オンライン「お役立ち記事(11月)」 ・政府インターネットテレビ(11月12日更新) ・モバイル携帯端末広告「The News」 ・新聞突出し広告 <p>○内閣府政府広報誌「共同参画(10月号)」において、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の周知を図った。</p> <p>○法務省広報誌「あかれんが」(第28号)において、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の周知を図った。</p> <p>○(財)人権教育啓発推進センターの定期刊行物「アイユ」で、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の周知を図った。</p> <p>○法務省及び法務局ホームページにおいて、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間の周知を図った。</p> <p>○法務局・地方法務局において、新聞・テレビ等のマスメディアを利用した広報活動を行った。</p> | <p>○全国50か所の法務局・地方法務局に設置した常設の専用相談電話「女性の人権ホットライン」で相談に応じたほか、11月15日(日)から同月21日(土)までを全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間と定めて、平日は午前8時30分から午後7時まで、土日は午前10時から午後5時まで、時間を延長して相談に応じた。</p> <p>○法務局・地方法務局において、特設人権相談所を設ける等の相談活動を行った。</p> <p>※関連URL</p> <p>http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken108.html</p> <p>http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken139.html</p> | |